

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 対象者管理 ② 接種結果登録・管理 ③ 未接種者管理 ④ 予防接種済証発行 ⑤ 健康被害救済措置 ⑥ 予防接種における給付に関する事務 ⑦ 他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑧ 予防接種証明書の交付
③システムの名称	健康管理システム/団体内統合宛名システム/ワクチン接種記録システム(VRS)/中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、第19条第6号、第19条第16号、別表第一10、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、16の3、115の2の項) 2. 行政1手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2(番号法別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2(番号法別表第二 16の2、16の3、115の2の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 健康づくり課 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177 E-mail:kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 健康福祉部 健康づくり課 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177 E-mail:kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	現在、整備中	健康管理システム/団体内統合宛名システム/ ワクチン接種記録システム(VRS)/ 中間サーバー	事後	評価書の見直しの実施
令和4年3月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「伊豆の国市長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、16の3、115の2の項)	事後	評価書の見直しの実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） （別表第二主務省令における情報提供の根拠） ・別表第二省令（第59条の2）（＊別表第二の115の2の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ・別表第二省令（第59条の2）（＊別表第二の115の2の項）	2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ・別表第二省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2（番号法別表第二16の2、17、18、19、115の2の項） （別表第二主務省令における情報提供の根拠） ・別表第二省令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2（番号法別表第二 16の2、16の3、115の2の項）	事後	評価書の見直しの実施
令和4年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 健康づくり課 ②健康づくり課長	①市民福祉部 感染症対策課 ②感染対策課長	事後	評価書の見直しの実施
令和4年3月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 健康づくり課 健康マネジメント係 郵便番号：410-2123 住所：静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話：055-949-6820 ファックス：055-949-7177 E-mail：kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民福祉部 感染症対策課 感染症対策係 郵便番号：410-2123 住所：静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話：055-957-0028 ファックス：055-949-7177 E-mail：kansen@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	評価書の見直しの実施
令和4年3月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 市民福祉部 健康づくり課 健康マネジメント係 郵便番号：410-2123 住所：静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話：055-949-6820 ファックス：055-949-7177 E-mail：kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民福祉部 感染症対策課 感染症対策係 郵便番号：410-2123 住所：静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話：055-957-0028 ファックス：055-949-7177 E-mail：kansen@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	評価書の見直しの実施
令和4年3月1日	II しきい値判断項目	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 対象者管理 ② 接種結果登録・管理 ③ 未接種者管理 ④ 予防接種済証発行 ⑤ 健康被害救済措置 ⑥ 予防接種における給付に関する事務	【事務の概要】 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 対象者管理 ② 接種結果登録・管理 ③ 未接種者管理 ④ 予防接種済証発行 ⑤ 健康被害救済措置 ⑥ 予防接種における給付に関する事務 ⑦ 他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑧ 予防接種証明書の交付	事後	評価書の見直しの実施
令和4年5月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第9条第1項、別表第一 10、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第67条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第9条第1項、第19条第6号、第19条第16号、別表第一 10、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第67条の2	事後	評価書の見直しの実施
令和4年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 感染症対策課 ②感染症対策課長	①健康福祉部 健康づくり課 ②健康づくり課長	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更

